

宿泊業における技能実習の実施について

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。）
- 今般、（一社）宿泊業技能試験センターが宿泊技能実習評価試験を整備し、宿泊職種は、令和2年2月25日に「技能実習2号移行対象職種」に追加され、通算3年間の実習が可能となった。

宿泊職種における実習内容

[第1号技能実習]

上司の指示を受けて以下の作業等ができる。

利用客の送迎作業



滞在中の接客作業



会場の準備
・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全
確保と衛生管理 安全衛生業務



[第2号技能実習]

1号の作業等を主体的にできることに加え、応用が効いた以下の作業等ができる。チェックイン・チェックアウトの作業は上司の指示を受けて作業等ができる。

利用客の送迎作業



チェックイン
チェックアウトの作業



滞在中の接客作業



会場の準備
・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全
確保と衛生管理 安全衛生業務



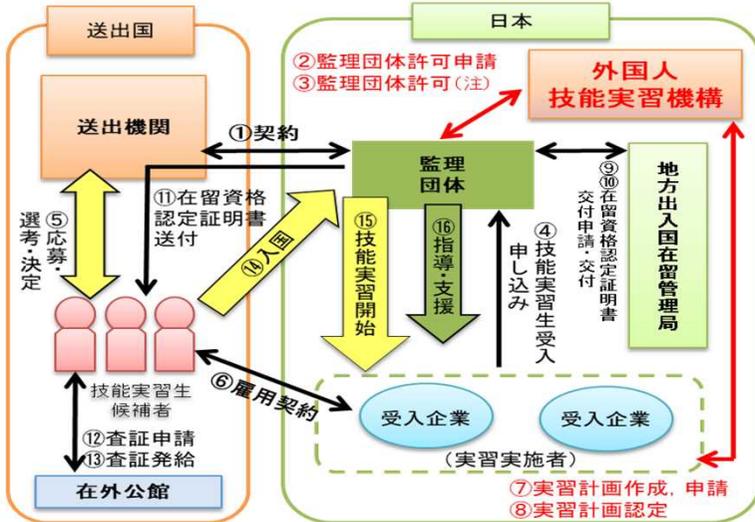
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約37万人在留している。
※令和元年6月末時点（速報値）

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

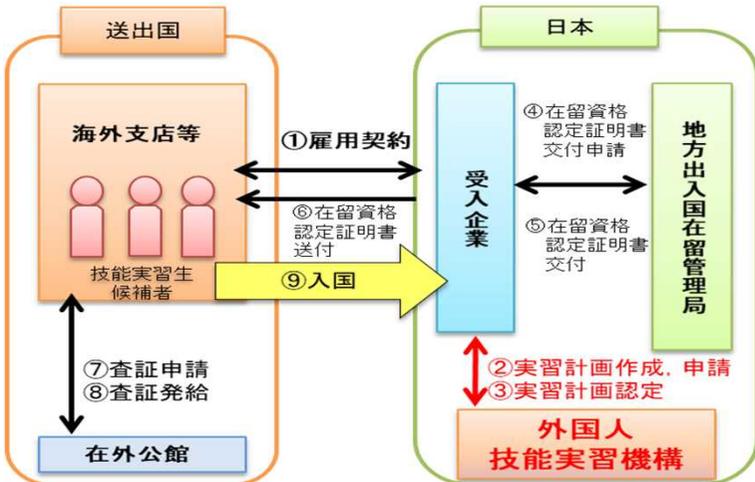
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

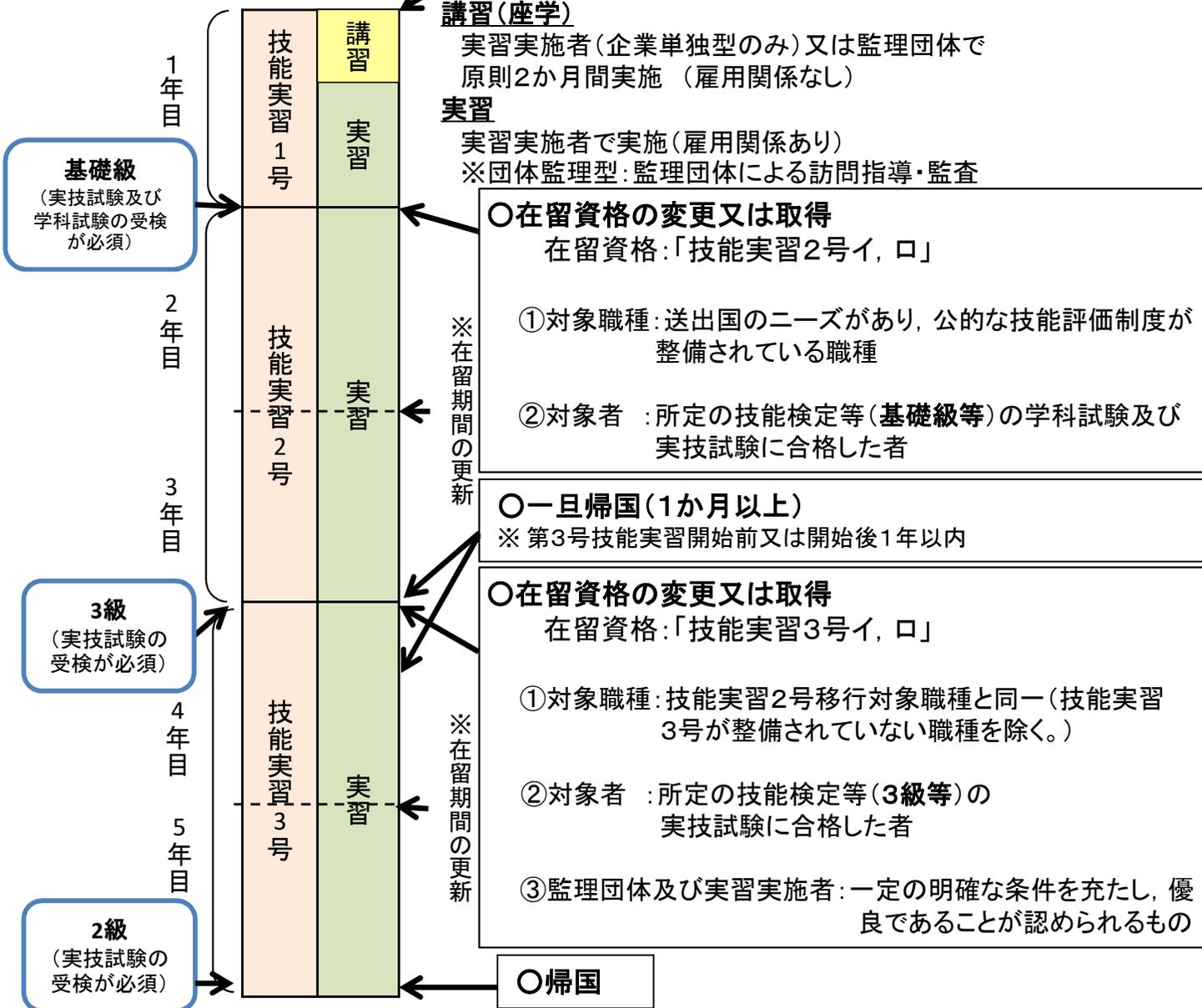


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国